

資 料 埼 玉 県 報 ・ 濟 恤 関 係 記 事 抄

— 自 明 治 25 年 至 明 治 31 年 —

大 友 昌 子

本資料は、埼玉県報における明治25年6月17日より明治31年8月8日までの恤救関係の項目を拾集したものである。

項目は恤救、棄児、行旅死亡人、広告、備荒儲蓄救助、濟恤、濟貧恤窮、恤窮廃停、戸口数、免囚保護院建築費寄付、行旅死亡人及病人、救護埋葬、慈恵救濟資寄付、告示、議会、埼玉県訓令の16項目である。これらは県レベルでの社会事業行政に関連するものである。社会事業は優れて政治的課題であるから、県レベルでの地方行政を跡づけることが社会事業史、社会事業行財政等の考究の基礎的作業となる。本資料を概観し、気のついた点を次に記しておくたい。

明治25年より31年の6年間は、明治以降埼玉県社会事業行政の変遷の中で占める位置は本資料から見出せないが、恤救規則により国庫支出の救助金をうけた人数の変遷を『帝国統計年鑑』でみると、明治19年以来の全国受給者数漸増の傾向に一致している。但し、埼玉県の受給者数を他府県と比較すると、明治25年を例としても宮城県、岩手県、宮崎県について少い。これらの県において恤救規則の対象者となり得る生活状況の者が少かったとは考えられないので、この数字の低さは、県レベルでの社会事業行政にその一因を推測しうるのである。埼玉県の救助金受給者数は明治30年を最高に漸減し、明治42年から45年(大正元年)はゼロとなっている。

尚、本資料においては慈恵救濟資寄付の項目を省いた。慈恵救濟資寄付は、明治30年11月分より、埼玉県下、各字単位に金額別寄付者氏名が詳細に掲載されている。しかし、これが多数にのぼるので本記事抄では省くこととした。又、当用漢字に該当しない文字は改めることとした。

明治25年6月17日

○恤救 本年1月ヨリ5月ニ至ルノ間恤救規則ニ依リ
教米ヲ給与セシ者左ノ如シ

比企郡松山町女屋丑五郎、北足立郡草加町
葛木留五郎、賀美郡丹庄村春山八五郎

○棄児 本年1月ヨリ5月ニ至ル養育棄児ハ4人ニシテ孰モ成規ノ官給米ヲ下賜セリ

明治25年7月1日

○棄児 本年6月中新ニ養育ノ棄児ニ官給米ヲ下附シタルハ一人ニシテ他管下ヘ送籍シタル者亦一人ナリ
○行旅死亡人 本年1月ヨリ6月ニ至ル半期間に於テ取扱ヒタル行旅死亡人及病人ノ買数并ニ支辯セシ金額ハ左ノ如シ

月別	人 員			金 額 (円)
	総数(人)	男(人)	女(人)	
1月	3	2	1	63.417
2月	2	2	0	11.956
3月	4	4	0	23.182
4月	7	7	0	29.019
5月	9	8	1	45.269
6月	9	6	3	39.803
合計	34	29	5	212.646

明治25年8月2日

○棄児 本年6、7両月中新ニ拾上ケタル棄児ニシテ養育米ヲ下賜シタルモノハ4人ニシテ従来養育中ノ棄児ニシテ死去シタルモノハ1人ナリ

明治25年9月2日

○棄児 去月中新ニ拾上ケタル棄児ニシテ養育米ヲ下賜シタル者ハ3人ニシテ従来養育ノ棄児ニシテ死去シタル者ハ1人ナリ

明治25年10月4日

○恤救 本年6月ヨリ9月ニ至ルノ間恤救規則ニ依リ

恤救米ヲ給与セシ者及死亡、廃停ノ者左ノ如シ

那珂郡松久村青池善次郎、北足立郡川口町

関口佐右衛門以上給与

比企郡松山町女屋丑五郎死亡、入間郡川越町石川増造廃停

○棄児 去月中新ニ拾上ケタル棄児ニ養育米ヲ下賜セシ者ハ3人ニシテ養育棄児ノ死亡セシ者ハ官費私費各1人ナリ

明治25年11月1日

○棄児 去月中新ニ拾上ケタル棄児ニシテ養育米ヲ下賜シタル者ハ1人ナリ

明治25年12月2日

○恤救 去月中恤救規則ニ依リ恤救米ヲ給与セシ者及死亡者左ノ如シ

北足立郡土合村若海萬次郎、同人母まさ以上給与
賀美郡丹生村春山八五郎死亡

○棄児 去月中新ニ拾上ケタル棄児ニ養育米ヲ下賜セシ者ハ1人ニシテ身元発見ノ為メ養育ヲ廃セシ者及死亡セシ者ハ各1人ナリ

明治26年1月6日

○恤救 客歳12月中恤救規則ニ依リ恤救米ヲ給与セシ者及給与者ノ死亡ハ左ノ如シ

北足立郡草加町藤波のぶ、池田勘次郎、賀美郡長幡村栃尾キチ以上給与、北足立郡川口町関口佐右衛門死亡

○棄児 客歳12月中養育棄児ノ死亡セシ者1人ナリ

明治26年1月31日

○行旅死亡人 昨年7月ヨリ12月ニ至ル下半期間ニ於テ取扱ヒタル行旅死亡人及病人ノ教竝支辯セシ金額ハ左ノ如シ

月次	人	員	金額
	総数	男 女 男女不詳	(円)
7月	11	7 4 -	94.724
8月	8	5 2 1	31.607
9月	19	17 2 -	146.206
10月	11	9 2 -	45.696
11月	11	7 4 -	75.141
12月	9	7 2 -	57.188

合計 69 52 16 1 450.562

明治26年1月17日

遺児

東京市神田区神田岩本町29番地

辻喜助携常女児

よし

年齢10

人相及着衣

一丈三尺七寸 一頭髮赤キ方 一顔丸キ方

一眉薄キ方 一眼鼻口耳常体 一齒揃 一色白キ方

一中肉 一綿太織茶堅縞袷一枚 一木綿紺鉄半袖半纏

一枚 一無地細古帯

右喜助儀客歳12月20日当町大字古池鹿島神社社殿

ニ於テ死去シタルニ付仮埋葬ノ上肩書ノ地へ照会セシ

ニ在籍者ナルモ右携常女児ハ無籍ナル旨回答アリ心当

ノ者ハ申出ヘシ

明治26年1月17日

入間郡越生町役場

明治26年2月3日

○恤救 去月中北足立郡草加町青山せきへ恤救規則ニ依リ恤救米ヲ給与セリ

○棄児 去月中養育棄児ノ死亡セシ者1人ナリ

明治26年2月17日

○備荒儲蓄救助 昨25年7月ヨリ12月ニ至ル下半期間ニ於テ備荒儲蓄法ニ依リ救助シタル罹災者及基金額ハ左表ノ如シ

名称	戸口	金額
		(円)
水災救助	863戸 4592人	2,262,506.7円
食料	4,237人	359,356
種穀料	863戸	1,796,842
地租補助	355人	468,869
火災救助	14戸 26人	48,177
食料	26人	3,027
小屋掛料	10戸	3,900
農具料	4戸	6,150
風災救助	96戸 601人	427,245
食料	601人	76,955

小屋掛料	52戸	206000円
農具料	44戸	137290
避難所諸費		7000
合計	973戸	3100489
	5,219人	

類別	前年ヨリ越員		新タニ救助ヲ受クル者		死亡		廃停		年末現在人員		救助金
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
痲疾	4	1	1	1	-	-	-	-	5	2	5794円
老衰	2	-	2	2	-	-	-	-	4	2	60869
疾病	8	2	8	-	2	-	1	-	8	2	85477
幼弱	6	2	1	-	1	-	-	-	6	2	41801
合計	15	5	7	3	3	-	1	-	18	8	195441

明治26年3月24日

○県庁事項

○御救恤 本月17日入間郡川越町火災ノ趣憫然ニ思召サレ 天皇 皇后兩陛下ヨリ御救恤トシテ金千五百円ヲ下賜リタルニ付左ノ通入間高麗郡長ニ通達セリ

別紙之通宮内大臣ヨリ通達相成候条其旨入間郡川越町役場ヘ可相達候此段及通達候也

明治26年3月23日

埼玉県知事 銀林綱男

埼玉県入間高麗郡長伊藤栄殿

○棄兒養育 昨25年中養育ノ棄兒並養育費ハ左表ノ如シ

費途	人 員				養 育 費		
	前年ヨリ越員	新ニ養育セシム者	養育ヲ廢セシム者	年末ノ現在	官費	公費	合計
官費	111	16	25	102	589034円	99410円	688444円
私費	8	-	1	7	-	-	-
合計	119	16	26	109	589034	99410	688444

(別紙)

本月17日其県下川越町火災之趣憫然ニ被思召聖上

皇后兩陛下ヨリ金千五百円下賜候条目下救恤之補助ニ可充候此段及通達候也

明治26年3月22日

宮内大臣子爵 土方久元

埼玉県知事銀林綱男殿

明治26年4月4日

○棄兒 去月中新ニ拾上ケタル棄兒ニ養育米ヲ給与セシ者1人ナリ

明治26年5月5日

○恤救廃停 養ニ恤救規則ニ依リ救助セシ北足立郡浦和町石川はつ失踪ニ由リ去月以降救助ヲ廃停セリ

○棄兒 去月中新ニ拾上ケタル棄兒ニ養育米ヲ給与セシ者2人ナリ

明治26年3月3日

○濟恤

○棄兒 去月中新ニ拾上ケタル棄兒ニ養育米ヲ下賜セシ者及死亡セシ者ハ各々1人ナリ

明治26年3月21日

○火災避難所及食料小屋掛料給与 入間高麗郡役所ニ於テハ本月17日入間郡川越町火災ニ罹リタル窮民ノ避難所ヲ設ケ同町尋常小学校3カ所、高等小学校、入間高麗郡公会所ヲ以テ之ニ充テ入所セシモノハ戸数205戸ニシテ人口1014人ナリ又同19日マテニ焚出米ヲ給与セシ延人員8200人ニシテ食料ヲ給与セシ人員8494人小屋掛料ヲ給与セシ戸数8373戸ナリ

明治26年6月2日

○恤救 去月中恤救規則ニ依リ恤救米ヲ給与セシ者及給与者ノ死亡ハ左ノ如シ

北埼玉郡下忍村田沼かね給与 北足立郡田間宮村小松原寅藏死亡

○棄兒 去月中新ニ拾上ケタル棄兒ニ養育米ヲ下賜セシ者4人ナリ

明治26年10月10日

○棄兒 本年6月中新ニ拾上ケタル棄兒ニ養育米ヲ下賜セシ者2人ナリ

明治26年3月31日

○濟貧恤窮 昨25年中施行セシ濟貧恤窮ハ左表ノ如シ

明治27年1月9日

○恤救 昨26年7月ヨリ12月ニ至ル下半年間恤救

規則ニ依リ恤救米ヲ給与セシ者7人給与者ニシテ死亡セシ者2人給与ヲ廃停セシ者3人ナリ

○棄児 昨26年7月ヨリ12月ニ至ル下半期間新ニ拾上ケタル棄児ニ養育米ヲ下賜セシ者4人養育ヲ廃セシ者2人ナリ

明治27年1月26日

○行旅死亡人 昨26年中取扱ヒタル行旅死亡人及病人ノ数並支辯セシ金額ハ左ノ如シ

月次	総数	人員		金額 (円)
		男	女	
1月	7	5	2	72.053
2月	7	5	2	25.910
8月	12	9	3	61.211
4月	10	9	1	52.583
5月	7	7	—	25.838
6月	12	8	4	98.453
7月	7	7	—	41.759
8月	10	9	1	50.886
9月	5	5	—	22.568
10月	4	4	—	99.214
11月	3	2	1	11.489
12月	3	3	—	12.301
合計	87	73	14	574.265

明治27年2月2日

○広告

棄児

人相及着衣

一顔丸キ方 一色白キ方 一木綿紅梅織単物 一小納戸飛白単物 一唐棧縞袴 一藍紺縞袴 一地織紺茶縞綿入 一茶天蔦絨頭巾 一木綿縞古小蒲団

右ハ去月30日南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲12番地平民織物商森沢吉五郎居宅前ニ米屋清助宛依頼書ヲ添へ遺棄シアリ

明治27年2月2日 埼玉県警察部

焚死人

北葛飾郡上高野村62番地
平民

渡辺とよ

当28年

右之者去月6日北足立郡大宮町途上ニ於テ発病シタル

ヲ以テ同町役場ニ於テ相当ノ手当ヲ為シ原籍役場ヘ照会シタルモ無籍ノ趣ニテ引取人無之為メニ大宮町稲荷社境内ニ仮小屋ヲ設ケ治療中同月26日右仮小屋ヨリ発火トよハ重病行歩自由ヲ得サル為メ終ニ焚死セリ

明治27年2月2日 埼玉県警察部

明治27年4月24日

○雑事

○戸口数 昨26年12月末日現在ノ戸数877421戸ニシテ本籍人員ハ1108956人ナリ之ヲ前年末ニ比較スレバ戸数ハ3683戸、人員ハ9744人ヲ孰モ増加セリ其郡別左ノ如シ

郡名	現在戸数	本籍人員
北足立	27421戸	182280人
新座	3178	21633
入間	24100	142564
高麗	7650	44519
比企	11990	72562
横見	2144	13837
秩父	13191	74003
児玉	6575	35691
賀美	2217	13573
那珂	1261	7564
大里	5677	31371
幡羅	5253	34804
榛沢	7230	44397
男衾	2101	12857
北埼玉	22980	150442
南埼玉	20450	134236
北葛飾	11723	77761
中葛飾	2280	14912

明治27年10月19日

○広告

棄児

男児

年齢1歳位

一顔丸ク 一色白ク 一肉肥 一左耳耳ダレヲ病ム
一着衣ハ唐棧縞袴 木綿中形単衣綿フラ子ル亀甲腹掛 綿銘仙袖ナン半纏 海老色毛糸頭巾

右ハ本月15日午後7時頃北足立郡安行村大字藤八新田16番地平民鈴木長次郎居宅軒下ニ棄児アリタリ此段廣告ス

明治27年10月19日 埼玉県警察部

明治27年10月30日

○広告
棄児

男 児
年齢 3 位

人相及着衣

一顔丸キ方 一色浅黒キ方 一頭大ナル方 一眼丸キ方
一鼻低キ方 一体肥満 一頭ノ右部ニ腫物ノ跡アリ
一木綿堅縞袴 一中形木綿単衣 一木綿綴々袖ナ
ン半纏

右ハ本月26日南埼玉郡桜井村大字大里稻荷神社境内ニ遺棄シアリタリ此段広告ス

明治27年10月30日 埼玉県警察部

明治27年11月30日

○広告
棄児

本籍氏名不詳男
年齢 2 位

人相及着衣

一顔丸キ方 一色浅黒キ方 一頭大ナル方 一鼻低キ方
一体肥満 一頭右部ニ腫物ノ跡アリ 一木綿堅縞袴
一中形木綿単衣 一木綿綴々袖ナ半纏

右ハ去月25日日本村大字大里稻荷社境内ニ遺棄シアリ
心当ノ者ハ当役場ヘ申出ヘシ

明治27年11月30日

南埼玉郡桜井村役場

明治28年2月12日

○恤救 昨年中窮民ヲ救助セン総員ハ39人ニシテ此
救助金額ハ金366円89銭2厘ナリ而シテ前年ヨリ
越員ハ28人新タニ救助ヲ受ケタル者ハ11人死亡1
人廃停1人ナリ又年末現在ノ人員ハ37人ニシテ廃疾
5人老衰10人疾病12人 幼弱10人ナリ之ヲ前年ニ比
スレバ年末現在ノ人員ニ於テ9人金額ニ於テ金121
円30銭2厘ヲ孰モ増加セリ

○棄児 昨年中棄児ノ総員ハ124人ニシテ此養育費
額ハ金777円68銭7厘ナリ之ヲ細別スレバ前年ヨリ
越員108人新タニ養育セン者16人ニシテ内養育
ヲ廃セン者18人アリ依テ年末現在人員ハ官費養育
101人私費養育5人ニシテ合計106人ナリ

○行旅死亡人及病人救護 昨年中仮埋葬及救護セン人員ハ83人ニシテ之ヲ細別スレハ本籍不詳死亡人60人本県在籍死亡人11人本籍不詳病人6人本県在籍病人6人此救護費金額ハ金525円72銭ナリ之ヲ前年ニ比スレハ人員ハ4人ヲ減シ金額ハ金48円84銭5厘ヲ増加セリ

明治28年7月26日

○広告
棄児

男 児

出生後560日位経過

人相着衣等

一顔丸キ方 一頭長キ方 一目丸キ方 一鼻高キ方
一口小キ方 一髪眉薄キ方 一色黒キ方 一麻ノ葉木綿口綿入 一唐縮緬袖ナ半纏 一浅黄中形単衣
一緋金巾麻ノ葉綿入 一フラ子ル筒襦袢 一阿波縮襦袢 一白金巾風呂敷, 浅黄手拭, 襦袢16枚ヲ添ヘタリ

右ハ本月20日午後12時頃比企郡野村大字古凍125番地平民農根岸武左衛門方表軒下ニ遺棄シアリタリ此段広告ス

明治28年7月26日 埼玉県警察部

明治29年1月14日

○監獄

○免囚保護院建築費寄附 埼玉慈善会ノ事業ニ係ル免囚保護院新築ノ挙ヲ替助シ左ノ通建築費寄附ノ申出アリタル旨該ヨリ届出タリ

以下略

明治29年2月7日

○行旅死亡人及病人 昨年中仮埋葬及救護セン人員ハ67人ニシテ之ヲ細別スレバ本籍不詳死亡人52人, 本県在籍死亡人5人, 本籍不詳病人3人, 本県在籍病人7人此仮埋葬及救護費金額ハ金447円92銭8厘ナリ之ヲ前年ニ比スレバ人員ニ於テ16人金額ニ於テ金77円79銭2厘ヲ孰モ減少セリ

明治30年3月5日

○雑事

○救護埋葬 昨29年中教育費ヲ以テ行旅病人及死亡人ノ救護仮埋葬ヲ取扱ヒタル総数824人此費金

702円87銭3厘ニシテ其細別ハ左ノ如シ而シテ之ヲ前年ニ比スレバ人員ニ於テ57人費金ニ於テ254円94銭5厘ヲ増加セリ

種別	人員			救護又ハ仮埋葬費 (円)	
	男	女	計		
病人	本籍不詳	6	1	7	26.575
	本籍在籍	9	4	13	107.020
死亡人	本籍不詳	74	18	92	529.208
	本籍在籍	11	1	12	40.070
合計	本籍不詳	80	19	99	555.783
	本籍在籍	20	5	25	147.090
合計		100	24	124	702.873

明治31年1月18日

○議會

○県参事会 本月12日県参事会ヲ開キ議決シタル事項左ノ如シ

- 一 慈恵救済資寄附金受入ノ件
- 一 慈恵救済資金国債証書購入ノ件諮問

明治31年2月15日

○告示

埼玉県告示第23号

明治30年度慈恵救済資金歳入歳出予算県参事会ノ決議ヲ経テ左ノ通定ム

明治31年2月15日

埼玉県知事 萩原汎愛

明治30年度慈恵救済資金歳入歳出予算書

歳入之部

第一款 寄附金 金貳千六百五拾四円五十貳銭五厘

第一項 慈恵救済寄附金 金貳千六百五拾四円五拾貳銭五厘

歳入総計金貳千六百五拾四円五拾貳銭五厘

歳出之部

第一款 慈恵救済資金 金貳千六百貳拾八円九拾参銭

第一項 国債証書買入代 金貳千六百貳拾五円九拾参銭

第二項 雑費 金参円

歳出総計金貳千六百貳拾八円九拾参銭

明治31年2月15日

○議會

○県参事会 本月6日県参事会ヲ開キ議決シタル事項

左ノ如シ

- 一 慈恵救済資寄附金受入ノ件
 - 一 明治30年度慈恵救済資金歳出予算
 - 一 慈恵救済資金国債証書購入ノ件諮問
- 以上可決

明治31年3月25日

埼玉県訓令第52号

郡役所 町村役場

明治19年5月乙第74号達行旅死亡人及行旅病人取扱手續中取扱費表左ノ通改正シ本年4月1日ヨリ施行ス

明治31年3月25日

埼玉県知事萩原汎愛

取扱費表

- 一 薬 価 1日 金8銭以内
 - 一 賄 料 1日 諸雑費共 金拾5銭以内
 - 一 看護人 1人 1日昼夜共 金2拾5銭以内
 - 一 医師診察料 1度 金2拾5銭以内
 - 一 小屋掛 1ヶ所 人夫共 金老円以内
 - 一 屍体番人 1人 金参拾銭以内
 - 一 埋葬人夫 3人以内 1人 金参拾銭以内
 - 一 埋葬器具 一式 金7拾銭以内
 - 一 掲示札 1枚 金6銭以内
- 但板札ヲ要セントキニ限ル
- 一 広告料 2度 実費

明治31年3月8日

埼玉県告示第43号

明治30年度慈恵救済資金歳入歳出追加予算県参事会ノ決議ヲ経テ左ノ通定ム

明治31年3月8日

明治30年度慈恵救済資金歳入歳出追加予算

歳入之部

第一款 慈恵救済資金 金1,692銭6厘

第一項 寄附金 金511円84銭

第二項 益 金 金495円58銭6厘

歳入総計金1,006円92銭6厘

歳出之部

第一款 慈恵救済資金 金1,082円52銭1厘

第一項 国債証書買入代 金1,081円48銭9厘

第二項 雑費 金1円8銭2厘

歳出総計金 1,032円52銭1厘

明治31年3月8日

○議会

○県参事会 本月4日県参事会ヲ開キ議決シタル事項

左ノ如シ

一 明治30年度慈恵救済資金歳入追加予算

一 同 歳出追加予算

以上可決